平成２９年（フ）第８４４号
東京都あきる野市野辺529番地２ハイネス秋川103号
債務者　大場　　智
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月９日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第８９０号
東京都八王子市南大沢３丁目９番地１―301
債務者　木村　　壮
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月９日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第８０３号
東京都葛飾区鎌倉１丁目７番18号グランドール會田Ｅ棟201
債務者　今村ひろみ
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月10日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第４７号
長崎県雲仙市小浜町雲仙299番地29　グループホームうんぜんⅠ、旧住所長崎県長崎市目覚町24番16号　松木アパート102
債務者　佐藤美佐子
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月10日午前10時30分
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２９年（フ）第３３４号
栃木県宇都宮市細谷町430番地65　第２宝マンション17号室
債務者　箱守　　昇
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月10日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第７６号
栃木県下都賀郡野木町大字丸林591番地７　マロニエ１番館201号
債務者　久保田　勝
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月14日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２９年（フ）第６６８２号
東京都北区西が丘２丁目13―２―105
債務者　小須田惠子
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６６８３号
東京都足立区千住元町16―２
債務者　田島香奈美（旧姓渡邊）
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６６８４号
東京都町田市野津田町43―２
債務者　中嶋　孝二
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８３０号
東京都八王子市寺田町765番地６パークハイムＢ101号
債務者　大森　範子
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月15日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第７３号
栃木県小山市大字立木1336番地１、従前の住所栃木県小山市城北２丁目４番地34　ラ・フォーレⅡ205号
債務者　篠﨑　ツヤ
1　決定年月日時　平成29年９月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月17日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２９年（フ）第８５９号
東京都立川市柏町１丁目27番地の１プログレスⅡ101
債務者　橋本　　総
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月16日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１５４９号
神奈川県茅ヶ崎市東海岸南３丁目１番11号　バードコーポⅡ　102
債務者　太田　隆博
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１６３８号
横浜市港南区野庭町664番地　野庭住宅１棟404号
債務者　肥高　直樹
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部